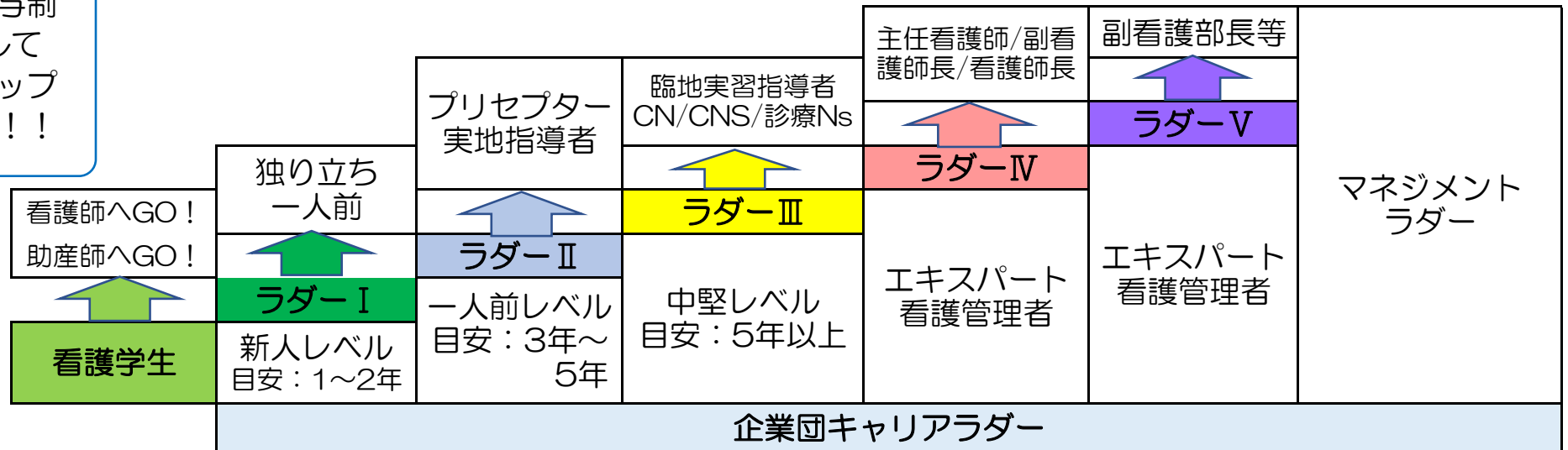


長崎県企業団病院 看護職員キャリアパス

支援資金貸与制度も活用して
キャリアアップ
していこう！！



支援対象者	※支援資金貸与制度の詳細は、長崎県病院企業団HP参照				返還免除
① 医療技術者として勤務しようとする者	医療技術修学資金貸与				貸与期間の1.5倍、企業団病院に在職
② 助産師免許取得に必要な助産師学校又は助産師養成所に修学	助産師養成支援資金貸与				助産師の資格取得日の翌日から起算して5年間、企業団病院に在職
③ 大学院の修士課程（NP課程を除く）に在学する看護師	看護師大学院修学支援資金貸与 （専門看護師を目指す場合は、ラダーⅢから）				10年以内に、貸与期間以上企業団病院に在職
④ 認定看護師資格取得に必要な研修に参加する看護師	認定看護師育成研修費貸与				認定看護師の資格取得日の翌日から起算して5年間、企業団病院に在職
⑤ 診療看護師に関する大学院の修士課程に在学または修了した看護師	診療看護師育成資金貸与				貸与期間の2倍、企業団病院に在職

- (1) **企業団職員の場合**：①～⑤貸与可能。貸与期間中は自己啓発休業のため給与は支給されないが、生活費や修学費の貸与（支援）が受けられる。資格取得等の後、元の病院で義務年限以上勤務することで、貸与された資金が全額返済免除となる。
- (2) **企業団職員では無い場合**：①③⑤貸与可能。資格取得等の後、企業団職員として義務年限以上勤務する必要がある。そのため、他院で勤務している場合は、一旦退職の手続きを要する。